

「SDGs 普及啓発イベント企画運営業務」公募型プロポーザル募集要項

1 目的

この業務は、県が実施する「ひょうご SDGs WEEK」(R6.10.21(月)～27(日))をPRするとともに、企業向けと県民向けのSDGs普及啓発イベントを開催することにより、県内の自治体、企業、団体、学校、県民といった全ての主体のSDGsに対する意識の向上と実践の促進を図ることを目的とする。

この業務の執行にあたっては、民間事業者の知識やノウハウ等を活用するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集する。

2 募集概要

(1) 業務名

SDGs 普及啓発イベント企画運営業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年11月29日（金）まで

(4) 委託料の上限

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) スケジュール

令和6年6月19日（水） 募集要項等の公表・配布、応募・質問書の受付開始

6月25日（火） 質問書の提出期限

6月27日（木） 質問書に対する回答の期限

7月5日（金） 応募期限

7月中旬～下旬 審査結果通知、契約締結、事業開始

3 応募資格

本プロポーザルに応募することができる者は、単独企業又は本業務受託のために複数の企業で組織された共同企業体（以下「JV」という。）とする。

(1) 単独企業の場合

- ① 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- ② 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- ③ 業務の実施にあたり、兵庫県との協議等に柔軟かつ真摯に対応できること。
- ④ 次のいずれにも該当しないこと。
 - a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - b 必要書類（5（1）に掲げる書類をいう。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - c 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

- d 兵庫県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- e 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- f 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

(2) JV の場合

- ① 全ての構成員が、3 (1) ①～④に掲げる要件を満たしていること。
- ② 各構成員が、本プロポーザルに関して他の JV の構成員を兼ねておらず、単独企業での応募もしていないこと。

4 募集要項等の公表・配布

(1) 公表・配布開始日

令和6年6月19日（水）

(2) 公表・配布方法

兵庫県ホームページに掲載 (https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk61/hyogosdgs_propo2024.html)

5 応募方法

本プロポーザルへの応募は、(1) の書類の提出により行う。

(1) 応募書類

番号	書類名	様式	部数
①	プロポーザル応募申込書	様式 1	正本 1 部
②	会社概要（応募者の概要を説明する資料） ※JV で応募する場合は全ての構成員分を提出すること	様式 2	正本 1 部
③	a 表紙・目次（概ね 2 枚以内） b 企画提案（概ね 10 枚以内） c 業務実施体制図（指揮系統がわかるように）（概ね 2 枚以内） d 業務実施工程表（概ね 2 枚以内） e 類似業務の実績（概ね 2 枚以内） f 経費積算見積書（概ね 2 枚以内）	任意	正本 1 部 副本 5 部 ※電子メール等でデータ（PDF）も提出
④	納税証明書（発行後 3 カ月以内のもの） a 兵庫県内の県税事務所が発行する「納税証明書（その 3）」 ※県内に事業所を有していない等の理由により、兵庫県税の課税実績がない場合は、様式 3 の誓約書を提出すること b 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 ※JV で応募する場合は全ての構成員分を提出すること	—	正本 1 部
⑤	財務諸表（直近 1 カ年のもの）【法人の場合のみ】 a 貸借対照表 b 損益計算書 c 株主資本等変動計算書 ※JV で応募する場合は全ての構成員分を提出すること	任意	正本 1 部
⑥	共同企業体届出書【JV で応募する場合のみ】	様式 4	正本 1 部

(2) 企画提案書の作成にあたっての留意事項

- ① 提出する案は、各応募者1提案に限る。
- ② 使用する文字は、原則12ポイント以上とすること。(図表や注釈等は除く)
- ③ 提出期限後の必要書類の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ④ 必要書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- ⑤ 必要書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。
- ⑥ 必要書類は審査のためにのみ使用し、審査結果にかかるわらず応募者に返却しない。
- ⑦ 応募書類5(1)③の書類には、企業名及び企業ロゴを表記しないこと。
- ⑧ 応募書類5(1)③の書類には、ページ番号を記載すること。
- ⑨ 企画提案書は、全て片面印刷(A4サイズの長辺綴じ)で作成すること。表紙の次のページは目次とし、企画提案書には表紙、目次を除きページ番号を一連でつけること。散逸しないようにホッチキス等で製本し提出すること。

(3) 提出先

10に記載の事務局

(4) 提出方法

持参又は郵送による(郵送の場合は配達したことを証明できるものに限る)

※持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く各日の午前9時から午後5時まで

(5) 提出期限

令和6年7月5日(金)午後5時(必着)

※提出期限後に到着した応募書類は無効

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」(様式5)により提出すること。

(1) 受付期間

令和6年6月19日(水)から6月25日(火)午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールにより事務局へ提出(E-mail : sdgs-suishin@pref.hyogo.lg.jp)

(3) 留意事項

件名に「SDGs普及啓発イベント企画運営業務に関する質問書」と記載すること。

(4) 質問に対する回答

6月27日(木)までに、全ての質問者に同一の回答をメールで送付するとともに、県のホームページに回答を掲載する。

7 審査

(1) 審査の方法

- ① 審査委員会を設置し、7(2)の審査基準に基づき書面審査を行い、業務を委託する契約候補者及び次点候補者を選定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を契約候補者とする。なお、必要に応じて、応募者に対して応募書類の内容確認、追加書類の提出依頼、ヒアリング等を行うことがある。
- ② 本プロポーザルの応募者が1者の場合においても審査を実施するものとし、審査の結果、60%以上の得点を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契

約候補者とする。

(2) 審査基準

審査項目		審査基準	配点
企画力	有効性	<ul style="list-style-type: none">・企業や県民の SDGs に対する意識の向上と実践の促進を図るという目的に沿った効果的な企画となっているか・企業向けイベントについては、マッチング成功のための効果的な実施方法がとられているか	30
	集客性	<ul style="list-style-type: none">・多くの参加・来場を呼び込む企画となっているか	20
遂行力	体制	<ul style="list-style-type: none">・提案した企画を実現できる実施体制及びスケジュールとなっているか	20
	実績	<ul style="list-style-type: none">・類似業務の実績を豊富に有しているか	20
	経費	<ul style="list-style-type: none">・業務内容に見合った適切な見積りとなっているか	10
合 計			100

(3) 審査結果

審査結果は、審査後、事務局から速やかに全応募者に通知するとともに、県のホームページで公表する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札参加停止等の措置を講じることとする。

- ① 他の応募予定者と提案内容について相談すること。
- ② 他の応募予定者に対して提案内容を意図的に開示すること。
- ③ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。
- ④ その他審査に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続き

- (1) 選定した契約候補者と兵庫県は、企画提案の内容をもとに協議・調整の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果の評価が次点の者と協議を行う。
- (2) 契約の相手方は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書を県に提出すること。なお、業務の実施にあたっては、業務計画書、委託契約書及び委託業務仕様書に従うこと。
- (3) 契約の相手方が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払いを停止し、又は契約の相手方に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (4) 契約金額の支払いについては、原則、精算払とする。

9 その他留意事項

- (1) 応募を取り下げる場合は、辞退届（様式6）を提出すること。
- (2) 契約の相手方は、当該業務の実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働

関係帳簿、業務日誌等) を業務終了後 5 年間保存すること。

- (3) 契約候補者は、兵庫県財務規則第 100 条第 1 項の規定に基づき、契約保証金として、契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項ただし書き各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

10 事務局

兵庫県企画部 SDGs 推進課 越智、福永

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号 (県庁 2 号館 3 階)

電話 : 078-362-3579 (直通)

E-mail : sdgs-suishin@pref.hyogo.lg.jp